

一般社団法人ドローンサービス推進協議会会費規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、当法人定款第8条の規定により、当法人の入会金及び会費の額並びに納付等について、必要な事項を定める。

第2章 会費

(会費)

第 2 条 会員（名誉賛助会員を除く。）は、次に定める会費を納入しなければならない。なお、当法人の入会金は免除する。

- | | | |
|--------------|-----|------|
| (1) 正 会 員 | 年会費 | 10万円 |
| (2) 賛助会員（団体） | 年会費 | 5万円 |
| (3) 賛助会員（個人） | 年会費 | 1万円 |

但し、当該年度の6か月経過後に入会申込みをした会員が納付する初年度の年会費の額は、上記にかかわらず年会費の2分の1とする。

- 2 入会時に納入すべき会費は、入会承認後1か月以内に納入しなければならない。2年目以降の会費については、毎年4月末日までに納入するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当法人の設立時正会員は、第1項（1）の会費を支払うことを要しない。

(納 付)

第 3 条 前条に定める会費は、当法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。

- 2 前項に規定する会費の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。

第3章 その他

(規程の改正)

第4条 本規程は、理事会の決議により改正するものとする。変更後の規程は、
会員に告知する。

(雑則)

第5条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。

附則

この規程は、令和2年6月22日から適用する。

令和3年3月25日改訂